



最新の賃貸経営お役立ち情報

# USAGI通信

No.795 2019年10月8日

- **火災警報器の交換目安は約10年です**
- **共同住宅は、3年に1回 消防用設備点検結果報告義務があります**

## 大切な資産と入居者の生命を守るために、対応が必要です

### 火災警報器の交換について

(2011年6月1日に設置が義務化されました)

一般社団法人 日本火災報知機工業会によると、住宅用火災警報器の交換目安は10年です。

古くなると電池や電子部品の寿命等で、火災を感知しなくなることがあるため、非常に危険です。

実際に、火災が起きても正常に作動しなかった事例も報告されています。

電池内蔵式は電池交換できない物が大半で、交換可能な機種であっても部品が劣化している可能性が高く、メーカーは交換を推奨しています。

大切な資産を火災から守るためにも、10年を目安に交換が必要です。



### 消防用設備点検について

共同住宅は、6カ月に1回以上の機器点検および1年に1回以上の総合点検に加え、3年に1回の点検結果報告義務があります。



消防用設備点検の結果を報告せず、または虚偽の報告をした者は、**30万円以下の罰金または拘留**に処せられます。(消防法第44条)

マンション・アパート・テナント



## 住宅用火災警報器、消防用設備点検は、学生ハウジングにご相談ください。

お問合せ先 TEL: 0800-100-3215 担当: 橋本